

# 地域活性化基金事業助成金交付要綱

## 第1 趣旨

公益財団法人静岡県産業振興財団理事長（以下「理事長」という。）は、静岡県内において創業又は中小企業の経営革新を支援するため、地域活性化基金を創設し、基金の運用益の範囲内において、地域活性化事業を行う中小企業者等に対し、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

## 第2 定義

- (1) この要綱において「地域活性化事業」とは、静岡県地域活性化基金事業実施要領（平成19年7月9日産管企第22号）第26条に規定するものをいう。
- (2) この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業者、創業者、特定非営利活動法人及びこれらを支援する公益法人であって、県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する者をいう。
- (3) 「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに規定する業種及び別表第1に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（別表第1に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - ウ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（別表第1に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - エ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（別表第1に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - オ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに別表第1に掲げる金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに同表に掲げる数以下の会社及び個人であって、同表に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むもの
  - カ 企業組合
  - キ 協業組合
  - ク 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、別表第2に掲げるもの
- (4) 前号に掲げる中小企業者であっても、次に掲げるものは「みなし大企業」として中小企業者から除くものとする。なお、「大企業」とは前号に掲げる中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。
  - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
  - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(5) 「創業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 創業5年未満（創業した年度の4月1日から起算して5年を経過していないものをいう。）の中小企業者

イ 本要綱による助成を受けた事業が終了してから1年以内に創業を予定している個人

(6) 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき認証された法人をいう。

(7) 「公益法人」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に基づく法人をいう。

(8) この要綱において「経営革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方法の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

### 第3 反社会的勢力の排除

(1) 申請者は、申請日時点で、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

ア 暴力団員等が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

イ 暴力団員等が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用したと認められること。

エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

オ 暴力団員等と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 申請者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約しなければならない。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて産業財団の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

### 第4 助成の対象、補助率等

助成金交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、別表第3に掲げるとおりとする。

### 第5 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業実施計画書（様式第2号）

ウ 連携・協力体制概要書（様式第3号）

ただしウは、別表3に掲げる助成企業支援事業については除くものとする。

(2) 提出期限

別に定める日まで

### 第6 交付の決定

理事長は、第5の申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきと認めるときは、交付決定するものとする。

## 第7 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 助成事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - イ 助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - ウ 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合に おいては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 助成事業により取得し、又は効果の増加した機械及び器具であつて、取得価格又は増加価格が20万円以上のものについては、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第6に定める耐用年数の期間内において、理事長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 理事長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を公益財団法人静岡県産業振興財団（以下「産業財団」という。）に納付させることがあること。
- (5) 助成事業により取得し、又は効果の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 助成事業の決定、確定等に当たり、助成事業者名、住所、採択テーマ名を公表することを了承すること。
- (7) 助成事業に係る研究開発の内容の発表に関しては、理事長が指示した場合には、その指示に従わなければならないこと。なお、特許出願を行っている場合は、特許法（昭和34年法律第121号）第65条の2に基づく出願公開後に行うものとする。
- (8) 研究開発及び新商品開発の成果あるいは、県公設試験研究機関等との共同研究の成果に基づき特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願を行った場合は、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならないこと。
- (9) 助成事業及び特許権等の実施あるいは、譲渡等によって相当の収益を得たと理事長が認めた場合には、交付を受けた助成金の全部又は一部に相当する金額を産業財団に納付しなければならないこと。
- (10) 助成事業が完了した日の属する年度の終了後、産業財団の指定する期間において、毎年度終了後、助成事業に係る過去1年間の成果状況を成果報告書（様式第10号）により理事長に報告しなければならないこと。
- (11) 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (12) 助成金の対象期間内において、類似の内容で他の助成制度による同様の助成を受ける場合、本助成金は受けられないこと。
- (13) 次に掲げる事項の一に該当する場合は、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに助成金が交付されているときは、産業財団に返還しなければならないこと。
  - ア 助成事業の中止、廃止及び縮小した場合
  - イ 天変地異その他の事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - ウ 助成金を交付申請書に記載の目的用途以外に使用した場合
  - エ 虚偽の申請及び報告を行った場合
  - オ 確定のための検査を受けることができない場合
  - カ (1)～(12)の各項の条件に反する場合

## 第8 軽微な変更

第7の(1)ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

(1) 経費の配分の変更

ア 別表3に掲げるもののうち助成企業支援事業を除く事業

支出科目ごとの経費の額の20%以内の変更で、かつ助成金交付決定額の額に変更が生じない範囲内

イ 別表3に掲げる助成企業支援事業

区分ごとの経費の額の20%以内の変更で、かつ助成金交付決定額に変更が生じない範囲内

(2) 事業内容の変更

事業の実施過程で生じた事情の変化による採るべき方法又は手段の部分的な変更

第9 変更の承認申請

(1) 提出書類 各1部

ア 事業計画変更承認申請書(様式第4号)

イ 変更事項を具体的に説明する図面及び書類

(2) 提出期限

変更事項が発生した日から起算して15日以内

第10 助成事業の遂行状況報告

理事長は、助成事業の円滑及び適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

第11 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書(様式第7号)

イ 事業実績書(様式第8号)

ウ 決算収支明細表(様式第9号)

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第12 助成金の額の確定

理事長は、第11の報告を受けたときは、その内容の審査及び現地検査により、助成事業の実績が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定するものとする。

第13 支払い

助成金の支払いは、第12の規定による交付すべき助成金の額を確定した後に、これを行うものとする。ただし、助成金交付の目的を達成するため特に必要があるときは、概算払いを行うことができるものとする。

第14 請求の手続

(1) 提出書類 各1部

請求書(様式第5号)

(2) 提出期限

助成金交付確定通知書を受領した日から起算して5日以内

第15 概算払い

理事長は、必要があると認めるときは、助成事業者の請求により、助成金額の3分の2又は産業財団の指定する期日における支出済額の3分の2のいずれか少ない金額を限度として概算払いをすることができる。

助成事業者は、概算払いにより助成金を請求するときは、第16に規定する書類を理事長に提出しなければならない。

## 第16 概算払いの請求手続

### (1) 提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第5号）

イ 資金状況調（様式第6号）

### (2) 提出期限

別に定める日まで

## 第17 立入検査等

理事長は、助成事業の適正を期すため必要があると認めるときは、助成事業者に対して報告させ、又は産業財団職員に助成事業者の事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

附 則

この要綱は、平成19年7月9日から施行する。

ただし、助成事業のうち、「産学官連携研究開発助成事業」、「中小企業研究開発助成事業」、「農林水産業研究開発助成事業」及び「創業者研究開発助成事業」は、平成20年度分から適用する。

附 則

この改正は平成20年4月30日から施行し、改正後の地域活性化事業助成金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成22年10月1日から施行する。

附 則

この改正は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成24年10月1日から施行する。

附 則

1 この改正は平成25年10月7日から施行する。

2 改正後のこの要綱の規定は、平成26年度から適用するものとし、改正前の要綱によって交付された助成金に関する手続きは、なお従前の例による。

別表第 1

業種	資本金の額又は 出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5,000 万円	200 人

別表第 2

- ア 事業協同組合、事業協同小組合及び事業協同組合連合会
- イ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ウ 商工組合及び商工組合連合会(以下「商工組合等」という。)
- エ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- オ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が 5,000 万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1 億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 50 人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100 人)以下の従業員を使用する者であるもの
- カ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の 3 分の 2 以上が 3 億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 300 人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の 3 分の 2 以上が 5,000 万円(酒類卸売業者については、1 億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 50 人(酒類卸売業者については、100 人)以下の従業員を使用する者であるもの
- キ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の 3 分の 2 以上が 3 億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 300 人以下の従業員を使用する者であるもの
- ク 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が第 2(3)アからキまでに規定する中小企業者であるもの

別表第3

事業名	対象者	事業の内容
産学官連携研究開発助成事業	学（大学または高専） または官（県内公設試験研究機関）と連携して研究を実施する中小企業者	新技術・新製品等の実用化を目的とした研究開発を大学、県内公設試験研究機関と連携して行う事業
中小企業研究開発助成事業	中小企業者	中小企業者の技術力向上を図るため、新技術・新製品等の研究開発を行う事業
創業者研究開発助成事業	創業者	創業者の技術力向上を図るため、新技術・新製品等の研究開発を行う事業
静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業	中小企業者	静岡新産業集積クラスターの形成促進に資するもので、別表4に指定する公的資金を活用した研究による成果の実用化・事業化を目的とした研究開発を行う事業

助成対象経費	助成率	単年度 助成限度額	助成対象 とする期間
ア 原材料費 イ 機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 ウ 外注加工費 エ 技術コンサルタント料 オ 委託費 カ その他（会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費及び消耗品費）	10/10以内	1,000万円	2年以内
ア 原材料費 イ 機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 ウ 外注加工費 エ 技術コンサルタント料 オ 委託費 カ その他（会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費及び消耗品費）	2/3以内	500万円	1年以内
ア 原材料費 イ 機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 ウ 外注加工費 エ 技術コンサルタント料 オ 委託費 カ その他（会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費及び消耗品費）	2/3以内	200万円	1年以内
ア 原材料費 イ 機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 ウ 産業財産権等の導入に要する経費 エ 外注加工費 オ 技術コンサルタント料 カ 委託費 キ その他（会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費及び消耗品費）	2/3以内	500万円	2年以内

事業名	対象者	事業の内容
地域密着ビジネス新事業助成事業	<p>次のア又はイに掲げる者</p> <p>ア 新事業を開始してから5年以内の中小企業者又は特定非営利活動法人</p> <p>イ 当助成事業終了後1年以内に新事業を開始する予定の創業者、中小企業者又は特定非営利活動法人</p>	<p>健康・福祉、環境保全、教育支援、観光など地域の課題や資源に着目して新製品や新役務を提供する事業</p>
	<p>中小企業者（日本標準産業分類の大分類Eの製造業に属する者に限る。）</p>	<p>地域産業の振興を図るため、新製品等の販路開拓を行う事業</p>
助成企業支援事業	産業財団	<p>助成金交付事業を実施した中小企業者等における事業化等成果目標達成のため、産業財団が自ら中小企業者等の経営の革新や販路開拓等を支援する事業</p>

助成対象経費	助成率	単年度 助成限度額	助成対象 とする期間
ア 専門家謝金 イ 専門家旅費、職員旅費 ウ 施設改修費 エ 機器購入費 オ 外注加工費 カ 委託費 キ その他（調査研究費、宣伝広告費及びホームページ作成費）	2/3以内	100万円	1年以内
ア 専門家謝金 イ 専門家旅費、職員旅費 ウ 委託費 エ その他（会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、宣伝広告費、通訳料、翻訳料、消耗品費、会場整備費、保険料、研修・講習会費及びホームページ作成費）	1/2以内	100万円	1年以内
ア 専門家謝金 イ 専門家旅費、職員旅費 ウ 委託費 エ その他（会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、宣伝広告費、通訳料、翻訳料、消耗品費、会場整備費、保険料、研修・講習会費、ホームページ作成費、出展料、交通費、雑役務費、新聞図書費、手数料、租税公課及び理事長が認める経費）	10/10以内	3,000万円	1年以内

#### 別表第4

地域活性化事業で対象とする、「公的資金を活用した事業」は次に掲げる事業とする

- ア 知的クラスター創成事業
- イ 都市エリア産学官連携促進事業
- ウ 地域イノベーション戦略的支援プログラム
- エ 地域イノベーションクラスタープログラム
- オ 地域結集型研究開発プログラム
- カ 地域新生コンソーシアム研究開発事業
- キ 地域新規産業創造技術開発費補助事業
- ク アからキに掲げる事業以外で理事長が認めた事業

## 交付申請書

年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団  
理事長 氏 名 様

所在地  
企業名  
代表者  
連絡担当者職氏名  
TEL  
FAX  
e-mail

印

年度において地域活性化事業を実施したいので、地域活性化基金事業助成金交付要綱第5の規定に基づき、助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払いされるよう併せて申請します。

1 申請する助成事業の名称

2 助成事業に要する経費 円

3 助成交付申請額 円

4 事業開始予定年月日 年 月 日

5 事業完了予定年月日 年 月 日

6 概算払の承認申請

(1)金額 円

(2)理由

(注)申請する事業、項目に応じて修正すること。

様式第2号 (用紙 日本工業規格A4 縦型)

(ただし、産学官連携研究開発助成事業、中小企業研究開発助成事業、創業者研究開発助成事業及び静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業に係るもの)

## 事業実施計画書

### 1 助成事業名

### 2 研究テーマ・分野

①研究テーマ

②研究分野 (該当番号に○を付けること)

- ・成長産業分野      1.新エネルギー    2.次世代自動車    3.医療・福祉機器    4.ロボット    5.航空宇宙    6.光    7.環境  
・その他の分野      8.分野名(                      )

### 3 申請者の概要

創 業		業 種	
資本金		主要製品 (加工内容)	
従業員			
経営的 技術的 特 徴			
	年 月	年 月	年 月
売上高	千円	千円	千円
経常利 益	千円	千円	千円

### 4 研究開発の内容

#### (1) 研究開発の目的

当該研究開発の目的について、以下の項目を簡潔に記入すること。

(本研究開発を行うことによって、最終的にどのような事業を目指すのか。その分野でどのようなインパクトを与えるのか。地域競争力や社会的価値・経済価値をどう生み出すのか等を記載すること。)

1. 背景
2. 動機
3. 最終目標

(2) 申請時における進捗状況と問題点

申請時までの当該研究開発に係る進捗状況と、それまでに生じた問題点及び今後予想される問題点を、以下の項目について簡潔に記入すること。

1. 現在までの進捗状況
2. これまで生じた問題点 と 今後予測される問題点
3. 現在までの進捗において利用した助成・補助事業について  
(実施団体、年度、事業費、補助額、研究テーマについて)

(3) 研究開発の具体的な内容(方法)

当該研究開発の対象となる新技術、新製品等の技術的特色を中心に、どのような研究を実施するか、以下の研究項目を簡潔に記入すること。

(補充説明資料があれば添付すること。)

1. 研究項目(新技術・技術的特色)と研究内容
2. 経費説明(機械装置、外注加工、技術コンサルタント、委託費の必要性を説明)
3. (連携先がある場合)どのように連携するか(各企業の特徴(≒経営資源))を踏まえ、連携の必要性を説明

(注) 産学官連携研究開発助成事業は、記入必須

(4) 研究開発日程

今後の研究開発のスケジュールを表形式で記入すること			
研究開発項目 (なにをするのか)	期間 (いつ)	概要 (どのようにやるのか)	連携機関 (だれと)

(注) (3) 研究開発の具体的な内容(方法)で記載した、「研究開発項目・研究内容」に沿った形で記載すること

(5) 目標とする研究成果

当該研究開発によって、どのような研究効果を目指しているか、以下の項目を含めできるだけ数値等を用いて記入すること。

1. 研究項目ごとに目標とする成果の具体的な数値等
2. 成功した場合に期待される経済効果等(売り上げ予測を含む。)
  - ① ターゲット市場、市場規模、今回の研究開発した技術・製品の市場占有率
  - ② 製造単価、販売コスト、売上予測

5 研究開発に要する経費

(1) 総括収支予算表

収 入			単位:円
科 目	金 額	摘 要	
産業財団助成金			
自己資金			
借入金			
その他			
合 計			

支 出			単位:円
科 目	金 額	適 要	
原 材 料 費			
機械装置購入等経費			
産業財産権等の導入経費			
外注加工費			
技術コンサルタント料			
委 託 費			
そ の 他			
合 計			

(2) 科目別支出予算内訳

① 原材料費

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	備 考
計					

② 機械装置購入等経費

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	使 用 目 的
計					

(注) 単品で 100 万円を超える場合は、理由を記入すること

③ 産業財産権等の導入経費

項 目	仕 様	金 額(円)	委 託 先	内 容
計				

(注) 静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業のみ対象

## ④ 外注加工費

項 目	仕 様	金 額(円)	外 注 先	内 容
計				

(注) 支出額の1/3を超える費用を計上する場合は、理由を記入すること

## ⑤ 技術コンサルタント料

項 目	仕 様	金 額(円)	委 託 先	内 容
計				

(注) 支出額の1/3を超える費用を計上する場合は、理由を記入すること

## ⑥ 委託費

項 目	仕 様	金 額(円)	委 託 先	内 容
計				

(注) 支出額の1/3を超える費用を計上する場合は、理由を記入すること

## ⑦ その他

項 目	仕 様	金 額(円)	購 入 先	内 容
計				

6 その他

(1) 研究開発主任担当者

氏 名	職務上の地位	経 歴(詳しく記入)
(tel)		

(2) 主任以外の研究開発担当者

氏 名	職務上の地位	担当分野(本研究開発での担当)

(3) 経理担当者

氏 名	社 内 に お け る 地 位
(tel)	

(4) 研究実施場所

実 施 場 所	社 外 の 場 合 は そ の 理 由
(tel)	

(5) 特許・実用新案の状況(今回の申請テーマに関連するものに限る。)

名 称	特許権の有無	発 明 、 考 案 者 名

(6) その他の特記事項(ISO9000、ISO14000 シリーズ認定取得状況等)

--

様式第2号の2 (用紙 日本工業規格A4 縦型)

(ただし、地域密着ビジネス新事業助成事業に係るもの、ただし<販路開拓>を除く。)

## 事業実施計画書

1 助成事業名 地域密着ビジネス新事業助成事業

2 申請者の概要

企業者等の名称		資本金	(千円)
代表者名		従業員	人
設立年月日		連絡責任者名	
所在地	〒	電話番号 F A X	
業 種		携帯電話番号	
実施担当者 (部門)		e-mail	

3 事業概要

実施計画名	(具体的内容が分かる計画名を記載)		
<p>(1) 事業目的、必要性、方法、得られる成果                  * どのような「地域の課題」を解決するのか。どのような「地域の資源」を活用するのか。                  「採算性 (申請事業の3年間の売り上げ、利益目標等) はあるのか」は、必ず記入すること。</p> <p>(2) 外部への委託 (委託内容及び委託機関又は企業名)</p> <p>(3) 委嘱する専門家の氏名及び職業</p> <p>(4) 事業の実施日程</p>			
項目 (なにをやるのか)	期間 (いつ)	概 要 (どのようにやるのか)	協力・委託機関 (だれと)

4 事業に要する経費

(1) 総括収支予算表

収 入			支 出		
単位:円			単位:円		
科 目	金 額 (円)	摘 要	科 目	金 額(円)	摘 要
産業財団助成金			謝 金		
自己資金			旅 費		
借入金			施設改修費		
その他			機器購入費		
合 計			外注加工費		
			委 託 費		
			そ の 他		
			合 計		

(2) 科目別支出予算内訳

① 謝金

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	備 考
計					

② 旅費

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	使用目的
計					

③ 施設改修費

項 目	仕 様	金 額(円)	依 頼 先	内 容
計				

## ④ 機器購入費

項目	仕様	金額(円)	購入先	内容
計				

## ⑤ 外注加工費

項目	仕様	金額(円)	外注先	内容
計				

## ⑥ 委託費

項目	仕様	金額(円)	委託先	内容
計				

## ⑦ その他

項目	仕様	金額(円)	購入先	内容
計				

## 事業実施計画書

1 助成事業名

2 申請者の概要

企業者等の名称		資本金	(千円)
代表者名		従業員	人
設立年月日		連絡責任者名	
所在地	〒	電話番号 F A X	
業 種			
実施担当者 (部門)			

3 事業概要

実施計画名	(具体的内容が分かる計画名を記載)		
<p>(1) 事業目的、必要性、方法、得られる成果</p> <p>(2) 外部への委託 (委託内容及び委託機関又は企業名)</p> <p>(3) 委嘱する専門家の氏名及び職業</p> <p>(4) 事業の実施日程</p>			
項目 (なにをやるのか)	期 間 (いつ)	概 要 (どのようにやるのか)	協力・委託機関 (だれと)

4 事業に要する経費

(1)総括収支予算表

収 入			支 出		
単位:円			単位:円		
科 目	金 額 (円)	摘 要	科 目	金 額(円)	摘 要
産業財団助成金			謝 金		
自己資金			旅 費		
借入金			委 託 費		
その他			そ の 他		
合 計			合 計		

(2)科目別支出予算内訳

① 謝金

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	備 考
計					

② 旅費

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	使 用 目 的
計					

③ 委託費

項 目	仕 様	金額(円)	委 託 先	内 容
計				

④ その他

項 目	仕 様	金額(円)	購 入 先	内 容
計				

様式第2号の4 (用紙 日本工業規格A4 縦型)

(ただし、助成企業支援事業に係るもの)

### 事業計画書

#### 1 事業の内容

区分	事業内容	実施予定時期	備考

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	内 助成額	内 訳
計			

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	助成対象額	内 訳
計			

## 連携・協力体制概要書

(事業名: \_\_\_\_\_ )

区 分	名 称	担当者職・氏名	所 在 地
産 業 界 (企業名・業種)			
学 界 (大学、高専等名称)			
公的機関			

〈フロー図〉

〈産学官連携研究開発助成事業、地域密着ビジネス新事業助成事業〉は記入必須。

〈中小企業研究開発助成事業、創業者研究開発助成事業、静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業〉についても、必要に応じて記入すること。

**事業推進体制全体のフロー図を記載すること。**

- ・ 連携体企業は破線で囲む(産学官連携は記入必須)
- ・ 参画各社の「強み・経営資源」等を記入し、「連携体の妥当性」を記載  
(産学官連携は記入必須)
- ・ 支援協力企業・機関等も記載
- ・ 企業名等の下部に本事業における役割を記載、なお連携体企業については資本金・従業員数も記載
- ・ 矢印などにより商品や役務、資金の流れ等をわかりやすく記載

## 事業計画変更承認申請書

年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団  
理事長 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者

印

年 月 日付け静産財第 号により助成金交付の決定を受けた地域活性化事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

- 1 助成事業の名称
- 2 計画の変更事項
- 3 計画の変更内容
- 4 計画の変更理由

(注) 変更事項は、事業実施計画書のどの部分をどのように変更するか簡潔に、かつ新旧を対照させて記載すること。

(参考様式：様式第4号に別紙として添付する場合)

I 変更

当 初 計 画	変 更 計 画	変 更 する 理 由

II 経費の変更

単位：円

科 目	品名・項目	当 初 計 画		変 更 計 画		備 考
		数 量	金 額	数 量	金 額	

\*総括収支予算対比

支 出

単位：円、%

科 目	変 更 前	変 更 後	変 更 比率
合 計			

収 入

単位：円

科 目	変 更 前	変 更 後
産 業 財 団 助 成 金		
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計		

(注) 変更比率は変更後金額と変更前金額の差を変更前金額で除して算出すること。

# 請 求 書 (概算払請求書)

金 円也

ただし、 年 月 日付け静岡財第 号により助成金交付の確定(決定)を受けた  
地域活性化事業( 事業)として、上記のとおり請求します。

年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団

理事長 氏 名 様

所在地

名 称

代表者

印

口座振込先金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

ふりがな  
口座名義

## 資 金 状 況 調

企業名

単位：千円

区分 月別	収 入			支 出						差 引 残高計 (累計)	
			計						計		
月											
月											
月											
月											
月											
月											
月											
月											
月											
月											
月											
月											
計											

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

# 実 績 報 告 書

年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団  
理事長 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者

印

年 月 日付け静産財第 号により助成金交付の決定を受けた地域活性化事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

## 記

1 事業名

2 提出書類

- (1) 事業実績書 (様式第8号)
- (2) 決算収支明細表 (様式第9号)

3 事業完了年月日 年 月 日



様式第8号の2（用紙 日本工業規格A4 縦型）

（ただし、地域密着ビジネス新事業助成事業〈販路開拓含む〉に係るもの）

## 事業実績書

- 1 事業名
- 2 実施計画名
- 3 事業内容
  - (1) 具体的内容
  - (2) 実施場所
  - (3) 実施期間
  - (4) 委嘱した専門家の氏名及び職業
- 4 委託した場合
  - (1) 委託先
  - (2) 委託契約日、委託期間
  - (3) 具体的内容
- 5 助成事業の成果（具体的に記入し、関係書類を添付すること。）

様式第8号の3 (用紙 日本工業規格A4縦型)  
(ただし、助成企業支援事業に係るもの)

### 事業実績書

#### 1 事業の内容

区分	事業内容	実施時期	備考
		年 月 ～ 年 月	

様式第9号 (用紙 日本工業規格A4 縦型)

(ただし、産学官連携研究開発助成事業、中小企業研究開発助成事業、創業者研究開発助成事業、及び静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業に係るもの)

## 決 算 収 支 明 細 表

(1) 総括収支決算表

収 入		
科 目	金 額	摘 要
産業財団助成金		
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

支 出		
科 目	金 額	適 要
原 材 料 費		
機械装置購入等経費		
産業財産権等の導入経費		
外注加工費		
技術コンサルタント料		
委 託 費		
その他の経費		
合 計		

(2) 科目別支出内訳

① 原材料費

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	備 考
計					

② 機械装置購入等経費

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	使 用 目 的
計					

③ 産業財産権等の導入経費

項 目	仕 様	金 額(円)	委 託 先	内 容
計				

※静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業のみ対象

④ 外注加工費

項目	仕様	金額(円)	外注先	内容
計				

⑤ 技術コンサルタント料

項目	仕様	金額(円)	委託先	内容
計				

⑥ 委託費

項目	仕様	金額(円)	委託先	内容
計				

⑦ その他

項目	仕様	金額(円)	購入先	内容
計				

様式第9号の2 (用紙 日本工業規格A4縦型)

(ただし、地域密着ビジネス新事業助成事業に係るもの、ただし〈販路開拓〉を除く。)

## 決 算 収 支 明 細 表

(1) 総括収支決算表

収 入			支 出		
科 目	金 額 (円)	摘 要	科 目	金 額 (円)	摘 要
産業財団助成金			謝 金		
自己資金			旅 費		
借入金			施設改修費		
その他			機器購入費		
合 計			外注加工費		
			委 託 費		
			そ の 他		
			合 計		

(2) 科目別支出決算内訳

① 謝金

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	備 考
計					

② 旅費

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	使 用 目 的
計					

③ 施設改修費

項 目	仕 様	金 額(円)	依 頼 先	内 容
計				

## ④ 機器購入費

項目	仕様	金額(円)	購入先	内容
計				

## ⑤ 外注加工費

項目	仕様	金額(円)	外注先	内容
計				

## ⑥ 委託費

項目	仕様	金額(円)	委託先	内容
計				

## ⑦ その他

項目	仕様	金額(円)	購入先	内容
計				

様式第9号の3 (用紙 日本工業規格A4 縦型)

(ただし、地域密着ビジネス新事業助成事業<販路開拓>に係るもの)

## 決 算 収 支 明 細 表

(1) 総括収支決算表

収 入			支 出		
科 目	金 額 (円)	摘 要	科 目	金 額 (円)	摘 要
産業財団助成金			謝 金		
自己資金			旅 費		
借入金			委 託 費		
その他			そ の 他		
合 計			合 計		

(2) 科目別支出予算内訳

① 謝金

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	備 考
計					

② 旅費

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	使 用 目 的
計					

③ 委託費

項 目	仕 様	金 額(円)	委 託 先	内 容
計				

④ その他

項 目	仕 様	金 額(円)	購 入 先	内 容
計				

様式第9号の4 (用紙 日本工業規格A4縦型)  
(ただし、助成企業支援事業に係るもの)

### 決算収支明細表

#### 1 収入の部

(単位：円)

区 分	決算額	助成対象額	内 訳
計			

#### 2 支出の部

(単位：円)

区 分	決算額	助成対象額	内 訳
計			

様式第 10 号 (用紙 日本工業規格 A4 縦型)

(ただし、産学官連携研究開発助成事業、中小企業研究開発助成事業、創業者研究開発助成事業、静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業 及び 改正前の要綱で定める農林水産業研究助成事業、異業種連携促進助成事業<新商品・新役務開発>に係るもの)

## 成果報告書

年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団  
理事長 氏 名 様

所在地  
事業実施住所  
名 称  
代表者  
担当者  
T E L  
e-mail

年度に助成金交付決定を受けた地域活性化事業に関する 年度分の研究成果状況を次のとおり報告します。

1 事業名

2 研究テーマ

<新商品・新役務のテーマ>

3 研究成果状況

(該当する項目に○を付し、別紙に具体的内容及び理由を記入)

ア 特許・実用新案等を出願・取得する

イ 商品化・実用化する

ウ 研究を継続中である

エ 研究を中断する

オ 展示会・講演会・新聞等で発表する

カ その他

4 売上及び付加価値額の変化

① 助成年度 売上 \_\_\_\_\_円 付加価値額 \_\_\_\_\_円

② 報告年度 売上 \_\_\_\_\_円 付加価値額 \_\_\_\_\_円

注意 1 助成年度または報告年度の属する 3 月 3 1 日を基準とした時の、直近の決算書から数字を転記

注意 2 付加価値額 = 人件費(給与+賞与+福利厚生費+役員報酬)+減価償却費+営業利益

(添付書類) 直近の決算書の写し (報告年度の 3 月 3 1 日時点を基準とする) 1 部

別 紙

研究成果状況

ア 特許・実用新案等の出願・取得

種 類	現在の状況	申請の名称
特許・実用新案 意匠登録・商標	出 願 ・ 公 開 公 告 ・ 登 録	( 番号 )
特許・実用新案 意匠登録・商標	出 願 ・ 公 開 公 告 ・ 登 録	( 番号 )

イ 商品化・実用化（商品・技術の名称及び売上金額・効果等を具体的に記述）

1年間の売上金額	円
(単価 円/販売数量	台・個)

ウ 研究を継続中（該当する番号を囲み、継続の内容・今後の見通し等を記述）

①1年以内に実用化見込み ②5年以内に実用化見込み ③5年後以降に実用化見込み
実用化するために希望する支援等あれば記入して下さい

エ 研究を中断（該当する番号を囲み、中断の理由を記述）

①技術的な理由 ②財務的な理由 ③人事的な理由 ④その他の理由
研究を続行・再開するために希望する支援等あれば記入して下さい

オ 展示会・講演会・新聞等での発表（発表の内容を記述）

--

カ その他（開発により得た効果（省エネ化、技術意識の向上等）を具体的に記述）

--

\* 1年間の実績について枠にとらわれずに記述すること。

\* 該当しない項目は空欄とすること。

様式第 10 号の 2 (用紙 日本工業規格 A4 縦型)

(ただし、地域密着ビジネス新事業助成事業<販路開拓> 及び 改正前の要綱で定める静岡新産業集積クラスター販路開拓助成事業、異業種連携促進助成事業<販路開拓>に係るもの)

## 成果報告書

年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団  
理事長 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者  
担当者  
T E L  
e-mail

年度に助成金交付決定を受けた地域活性化事業に関する 年度分の販路開拓状況を次の  
とおり報告します。

1 事業名

2 実施計画名

3 成果状況  
(該当する項目に○を付し、別紙に記入)

ア 取引成立

イ 試作依頼

ウ 見積依頼

エ ホームページ開設 (新規開設した場合)

オ その他

4 売上・付加価値額の変化  
(助成年度または報告年度の属する 3 月 3 1 日を基準とした時の、直近の決算書から数字を転記)

① 助成年度 売上 \_\_\_\_\_円

② 報告年度 売上 \_\_\_\_\_円

(添付書類) 直近の決算書の写し (報告年度の 3 月 3 1 日を基準日とする) 1 部

別 紙

販路開拓成果状況

ア 取引成立（詳細は可能な範囲で記入）

取引件数 発注企業	件 成立・販売内容（製品名・加工内容）	成立金額 成立金額（単位：千円）	千円

イ 試作依頼

試作件数 件 試作金額 千円

ウ 見積依頼

見積件数 件 見積金額 千円

エ ホームページ開設（新規開設した場合）

アクセス件数 件

オ その他（販路開拓による効果を具体的に記述）

\* 1年間の実績について枠にとらわれずに記述すること。

\* 該当しない項目は空欄とすること。

様式第 10 号の 3 (用紙 日本工業規格 A4 縦型)

(地域密着ビジネス新事業助成事業に係るもの、ただし〈販路開拓〉を除く。)

## 成果報告書

年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団

理事長 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者  
担当者  
T E L  
e-mail

年度に助成金交付決定を受けた地域活性化事業に関する 年度分の新製品・新役員に関する  
成果状況を次のとおり報告します。

- 1 事業名 地域密着ビジネス新事業助成事業
- 2 実施計画名
- 3 新製品・新役員に関する成果状況  
(該当する項目に○を付し、別紙に記入)
  - ア 新製品・新役員に関する取引成立
  - イ 新製品・新役員に関する試作依頼
  - ウ 新製品・新役員に関する見積依頼
  - エ ホームページ開設 (新規開設した場合)
  - オ その他

(添付書類) 直近の決算書の写し (報告年度の 3 月 3 1 日を基準日とする) 1 部

別 紙

成果状況

ア 新製品・新役務に関する取引成立（詳細は可能な範囲で記入）

取引件数 発注企業	件 成立・販売内容（製品名・加工内容）	成立金額 成立金額（単位：千円）	千円

イ 新製品・新役務に関する試作依頼

試作件数 件 試作金額 千円

ウ 新製品・新役務に関する見積依頼

見積件数 件 見積金額 千円

エ ホームページ開設（新規開設した場合）

アクセス件数 件

オ その他（新製品・新役務に関する効果を具体的に記述）

\* 1年間の実績について枠にとらわれずに記述すること。

\* 該当しない項目は空欄とすること。

様式第 10 号の 4 (用紙 日本工業規格 A4 縦型)

(助成企業支援事業係るもの)

## 成果報告書

年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団

理事長 氏 名 様

所在地

名 称

代表者

年度に助成金交付決定を受けた地域活性化事業に関する 年度分の事業化達成状況に関する成果状況を次のとおり報告します。

1 事業名 助成企業支援事業

2 支援企業の事業化達成状況

支援企業数 \_\_\_\_\_社

うち、事業化達成企業数 \_\_\_\_\_社 (うち、今年度達成企業数 \_\_\_\_\_社)